

**生野区役所と大阪府宅地建物取引業協会なにわ東支部との連携による
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、生野区役所（以下「甲」という。）が、大阪府宅地建物取引業協会なにわ東支部（以下「乙」という。）に対し、生野区域を対象を含む地震、風水害、大火災その他の災害（災害対策基本法に規定する災害に限らない。）が発生（以下「災害時」という。）したことにおける民間賃貸住宅の情報提供及び媒介等に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙が、甲からの要請を受けた場合において、乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）が協力する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に民間賃貸住宅の情報を提供すること。
- (2) 生野区内の道路及び施設等の被害状況について、甲に速やかに報告すること。
- (3) 甲から得た災害時の情報を被災者へ提供すること。
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関すること。

2 乙は、前項に規定する業務を無報酬で行うものとする。

3 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時においてこの協定に定める業務が円滑に実施されるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協定に定める業務が円滑に実施されるよう、乙の会員業者を甲に書面により報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡窓口)

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年2月28日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙が相手方に対して何らかの意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月1日

甲 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

生野区長 山口 照美

乙 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目9番7-102号

大阪府宅地建物取引業協会なにわ東支部

支部長 塔本 吉成